

# 床上浸水の被害を受けた皆様へ

台風11号および12号により床上浸水の被害を受けた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、被災者の皆様方が少しでも早くこれまでの日常生活に戻ることができるように、「徳島県生活再建特別支援制度」が創設されました。

## 対象となる経費および負担割合など

住宅（住家に限る）の補修費（畳・ふすま替えを含む）と生活必需品（家電、家具、寝具など）の購入費または修理費を対象として、そのかかった経費の3/4以内の額が助成されます。

ただし、上限額などは下表のとおりです。

	対象経費（上限）	助成額（上限）	自己負担額（上限）
持ち家	100.0万円	75.0万円	25.0万円
借家	34.0万円	25.5万円	8.5万円

### ※留意事項

- ①一人暮らしの場合は、助成金の額が3/4になります。
- ②借家の場合は、生活必需品の購入費または修理費のみが対象となります。
- ③助成金の1円未満の額は、切り捨てとなります。
- ④この制度の申請ができるのは、「住宅の補修費」と「生活必需品の購入費または修理費」とで、それぞれ1回のみとなります。

## 申請方法など

次の物を持参し、市役所4階市民安全課までお越しください。

制度の具体的な説明をさせていただいた上で、市民安全課備え付けの関係書類に必要事項を記入していただきます。

### ●住宅の補修の場合

- ①印鑑（朱肉をつけて押印するタイプのもの）
- ②見積書または契約書の写し
- ③工事が完了している場合は、領収書またはその写し（世帯主または世帯員あての領収書で、工事内訳等がわかるもの）

### ●生活必需品の購入、修理の場合

- ①印鑑（朱肉をつけて押印するタイプのもの）
- ②領収書またはその写し（世帯主または世帯員あての領収書で、品目、数量等の内訳がわかるもの）

申請期限 平成27年1月30日(金)まで

## お問い合わせ・申請先

市民安全課（市役所4階） ☎32・2227 / FAX 32・3522  
Mail:bousai@city.komatsushima.tokushima.jp